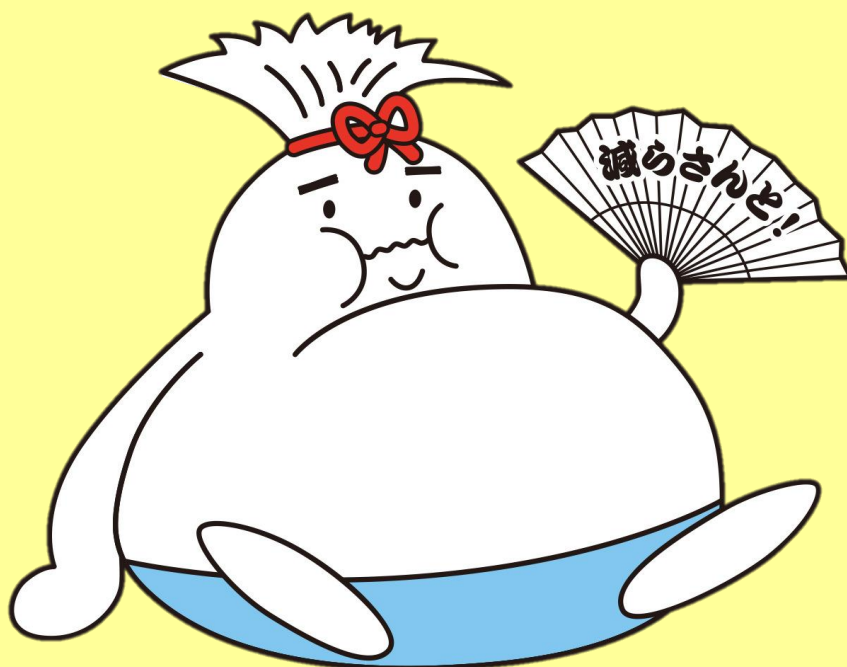


事業系一般廃棄物 ガイドブック

～世田谷区内の事業者の皆さんへ～

知らなかったでは済まされない…**不適切な処理は違法です**



廃棄物の減量↓ = コストダウン+社会貢献

【目次】

第1章 すべての事業者が知っておくべき知識

- 1 廃棄物・リサイクル関連の法体系 … 2
- 2 事業系廃棄物の区分 … 3
- 3 事業者求められる役割 … 5
- 4 事業系廃棄物の適正な処理 … 6
 - (1) 許可業者に処理を委託する … 6
 - (2) 自己持込みにより清掃工場等へ搬入 … 11
 - (3) 区の収集を利用 … 13
 - (4) リサイクル業者に委託 … 14
- コラム① データでみる世田谷区の事業系廃棄物 … 15

第2章 事業用大規模建築物の所有者の方へ

- 1 事業用大規模建築物とは～求められる役割～ … 16
- 2 提出書類の記入の仕方 … 17
- 3 廃棄物管理責任者を中心としたごみの減量 … 21
- コラム② 剪定枝および食品リサイクル … 23

第3章 お役立ち情報

- 1 施設種別 取組事例紹介 … 24
- 2 よくあるQ&A … 29
- 3 産業廃棄物保管場所の掲示板 … 32
- 4 廃棄物処理法の主な罰則 … 32
- 5 主な事業系廃棄物 分別一覧表 … 33

令和8年(2026年)4月
世田谷区

最終処分場は限界に近づいています…

企業の生産活動が活発で、大量の廃棄物が発生している東京23区において、廃棄物を処理できる最終処分場のスペースが限界に近づいており、**約50年で一杯となってしまう想定です。**

今後、東京23区では、**新たな最終処分場を確保することは極めて困難**な状況にあります。残された最終処分場を1日でも長く使用するためには、ごみの減量が不可欠であり、事業者の皆様のご協力が必要です。

事業者の皆様には、本冊子をご活用いただき、ごみの減量やリサイクルを通じて、環境に配慮した取り組みに一層のご協力をお願いいたします。



本冊子の構成

第1章 すべての事業者が知っておくべき知識

すべての事業所の方に知っておいていただきたい内容です。廃棄物の分類や処分方法、遵守すべき法令などについて説明しています。

第2章 事業用大規模建築物の所有者の方へ

一定規模(1,000㎡以上)の事業用大規模建築物を所有する方に向けた内容になります。条例で義務付けられている提出書類や役割等について説明しています。

第3章 お役立ち情報

廃棄物に関する知識を深める際に役立つ内容を掲載しています。特に、施設種別取組事例紹介については、廃棄物の減量を進めるうえで参考になりますので是非ご確認ください。

1 廃棄物・リサイクル関連の法体系

大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムにより日常生活は便利になりましたが、一方で大量のごみを発生させ、さまざまな廃棄物問題を引き起こしました。

そこで、今後は、環境への負荷が少ない循環型社会を形成していくことが必要不可欠であり、法整備が行われました。

環境基本法 環境基本計画

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

- ・廃棄物を資源に変え、正しく利用する
- ・天然資源の消費を抑える
- ・環境への負荷を減らす

<廃棄物の適正処理>

廃棄物処理法

- ・廃棄物の発生抑制
- ・廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- ・廃棄物処理施設の設置規制
- ・廃棄物処理業者に対する規制
- ・廃棄物処理基準の設定 等

<リサイクルの推進>

資源有効利用促進法

- ・再生資源のリサイクル
- ・リサイクル容易な構造・材質などの工夫
- ・分別回収のための表示
- ・副産物の有効利用の促進

<個別物品の特性に応じたりサイクル法>

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

食品リサイクル法

建設リサイクル法

自動車リサイクル法

小型家電リサイクル法

プラスチック資源循環促進法

排出事業者責任について

廃棄物処理法では以下のような排出事業者責任を定めています。その責任は、廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではありません。

【第3条】

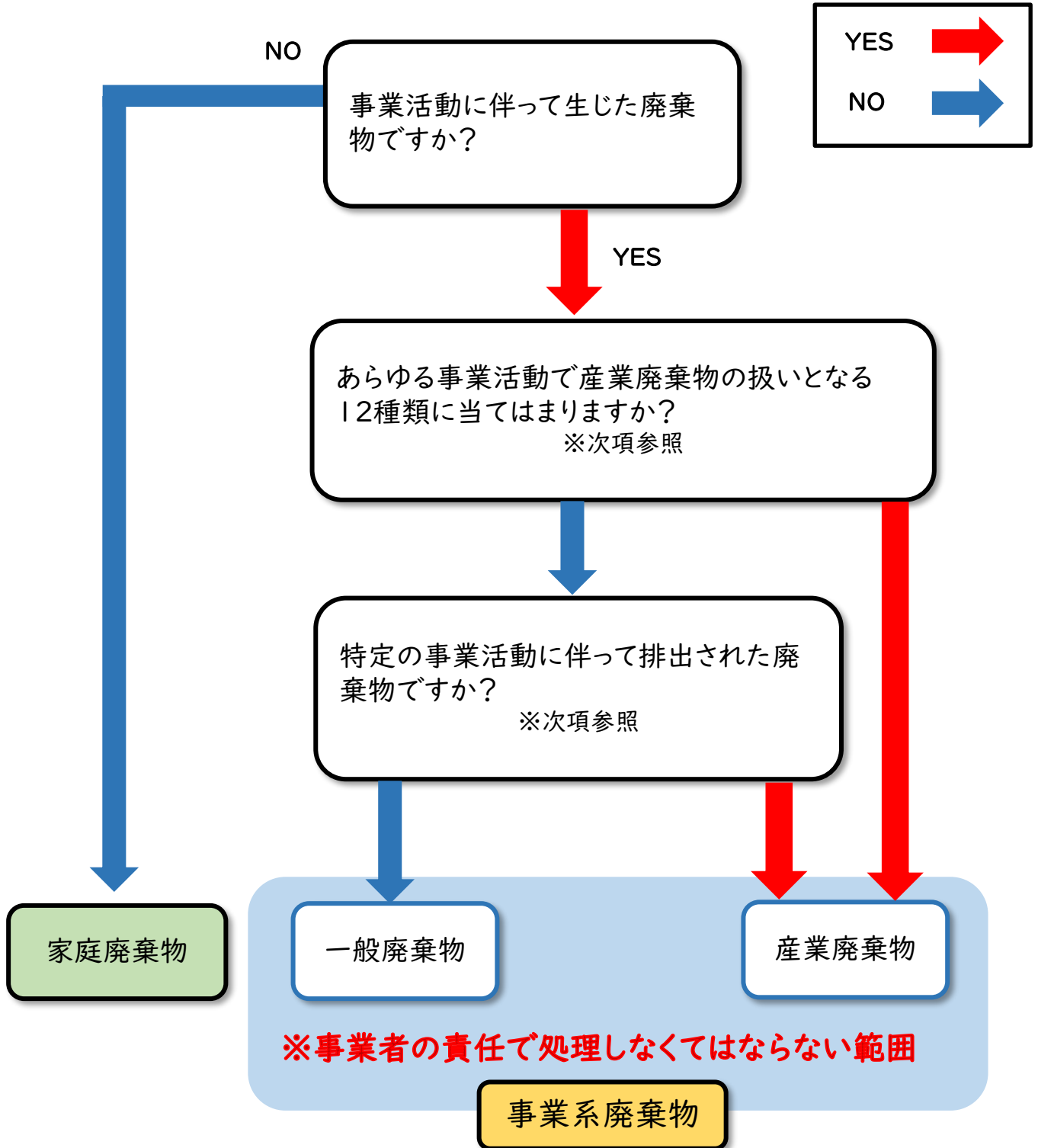
1. 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない
2. 当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない
また、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合、その処理が困難になることがないようにしなければならない
3. 廃棄物の減量、その他の適正処理の確保などに関して、国、都及び区の施策に協力しなければならない

そのほか、産業廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の交付や不法投棄の禁止等についても定めがあり、**これらに違反すると厳しい罰則が課されます(P.32)**

事業者は、各法律に関する規定の遵守について改めて認識をする必要があります。

2 事業系廃棄物の区分

家庭から生じる廃棄物とは別に、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業系廃棄物になります。事業系ごみはさらに、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分かれます。また、**事業系ごみは、家庭ごみとは異なり、処理料金がかかります。**



※事業所と住居が同じ建物の場合は、事業系廃棄物と家庭廃棄物に分けて処理をしてください。

産業廃棄物一覧表

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーパイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状液状の全ての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	⑩ 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	⑪ がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され又は染み込んだもの
	⑭ 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具・器具類) ⑤貨物の流通のために使用した木製パレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
	⑮ 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの。		

事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません!

事業活動に伴って生じる廃棄物は下記のいずれかの方法で処理します。

- ①収集運搬業者に収集を依頼する
- ②事業者自ら処理施設に持ち込む
- ③有料ごみ処理券を貼付し区の収集に出す(少量排出事業者に限ります)

3 事業者に求められる役割

世田谷区内のすべての事業者には、P.2のように、法令や条例により事業活動に伴って生じた廃棄物について、以下のような責務が定められています。

自己処理責任

ごみの減量

区の施策への協力

これらの責務を果たすためには、以下の段階を踏んで、廃棄物を適正に処理する必要があります。

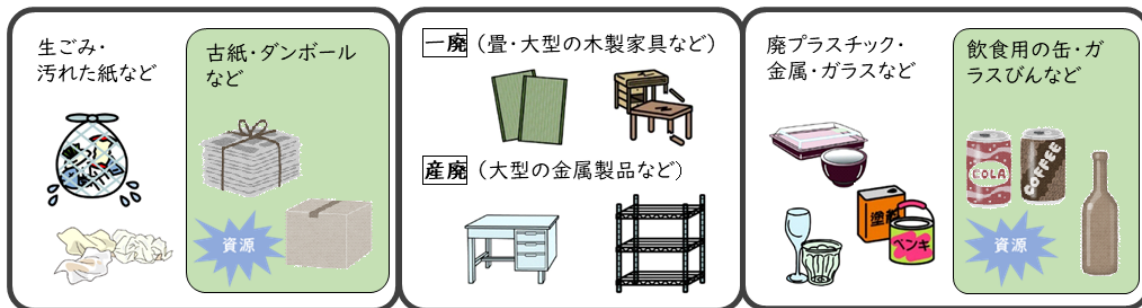
Step.1 分別

まずは廃棄物の分類(P.4)を正しく理解し、一般廃棄物と産業廃棄物にきちんと分別することが適正な処理の第一歩となります。

一般廃棄物(主に可燃ごみ)

大型のごみ

産業廃棄物(主に不燃ごみ)



Step.2 3R

①Reduce

②Reuse

3R

③Recycle

分別が終わったら、①Reduce②Reuse③Recycleの3つのキーワードをもとに、ごみの減量ができないかを考えます。

ごみの減量は、環境への負荷が軽減できるだけでなく、処理費用が抑えられるというメリットもあります!



Step.3 適正処理

適正に処理をするには、①～③の方法があります。②③には、必要な手続きがあることに加え、いくつかの条件があるため、①の許可業者に委託するのが一般的な方法になります。

①許可業者に処理を委託する

②清掃工場等に自ら持ち込む

③区の収集を利用する

4 事業系廃棄物の適正な処理

(1) 許可業者に処理を委託する

一般廃棄物処理業または産業廃棄物処理業の許可を持つ業者と契約し、廃棄物の処理を委託することができます。特に、産業廃棄物では、書面での契約が必要など、廃棄物処理法で定める委託基準に準拠した契約を締結することが大切です。

また、許可を有していない業者、許可の有効期限が過ぎてしまった業者に処理を委託してしまった場合は、無許可業者への委託となり、**重い責任(5年以下の懲役か1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金または、両方の併科)**が課されます。

必ず許可証を提示してもらい、委託するごみの種類や量、作業内容について、収集運搬業者が適切に業務を行うことができるか確認してください。

そして、委託業務の内容に問題がないか、また契約内容が現状に適合しているかについては、毎年度必ず確認を行ってください。

① 一般廃棄物

一般廃棄物の収集運搬を他人に依頼する場合には、世田谷区の許可を受けた一般廃棄物処理業者(P.7)へ委託して下さい。その際には、処理する一般廃棄物の種類(※1)の許可を受けた業者と処理委託契約を交わします。

(※1) 23区で許可業者が取り扱う一般廃棄物の種類(業種によっては産廃扱いとなる。)

種類	内容
普通ごみ	厨芥(生ごみ)、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くずなど
道路・公園ごみ	道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物
しさ・ふさ	水再生センター等から発生するしさ及びふさ
汚てい	浄化槽や建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚ていなど
動物死体※2	動物の死体及びふん尿
医療廃棄物	感染性一般廃棄物及びこれに準ずるもの
廃家電	特定家庭用機器廃棄物※3

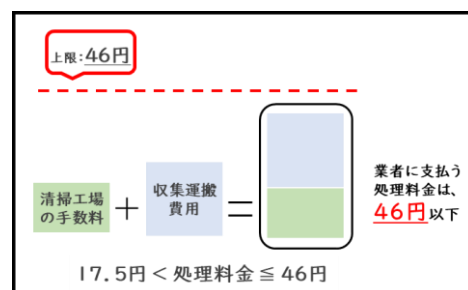
※2 排出場所によって扱いが異なる。ペットショップなどから出る動物死体は「事業系一廃(動物死体)」。研究機関等から出る動物死体も「事業系一廃」であるが、感染性がある場合は「事業系一廃(医療廃棄物)」となる。一方、畜産農業から出る動物死体は「産廃」になる。また、学校や事業所等の敷地内で所有者不明の動物死体(飼育動物は除く)を見つけた場合は、清掃事務所へ(無料)。

※3 家庭や事業所から出される家庭用の電化製品のうち、リサイクルが義務付けられているエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のこと。

一般廃棄物収集運搬業者については、世田谷区が条例で定める手数料額(46円/kg)を超えて処理料金を受け取ることは法で禁止されています。

処理料金の中には、一般廃棄物を清掃工場に搬入する際の手数料(17.5円/kg)が含まれています。工場の手数料を下回るような料金設定は収集運搬業者が赤字となるため、通常は考えられません。処理料金があまりにも低い場合は、特に廃棄物の処理が確実になされるか確認してください。

(令和8年4月1日時点の金額)



『クリーンタウン世田谷(夜間収集)』について

商店街の可燃ごみ、不燃ごみ(蛍光灯、電球、電池、トナー、家電、消火器、30cmを超えるものの回収は、事前申込制。別途料金がかかります。)、資源ごみ(瓶、缶、ペットボトル)を夜間(日曜日から金曜日)に収集しています。

収集料金は、区の収集を利用するより安価です。お申込み・お問い合わせは、世田谷トラック運送事業協同組合(TEL:03-5716-9028 FAX:03-5716-9029)へ。

世田谷区内に本社がある一般廃棄物収集運搬許可業者一覧(2026年3月現在)

地域	許可番号	名称	所在地	電話番号	FAX番号	許可の区分 ※				
						普通	道公	汚	動物	家電
世田谷	1366	株式会社川端造園	桜丘5-8-7	03-3429-4047	03-3429-4086		●			
	1254	株式会社小林石庭造園	下馬6-22-10	03-3414-0272	03-3421-2741		●			
	354	日本環境衛生工業株式会社	世田谷4-21-5	03-3429-4777	03-3428-9269		●	●		
北沢	352	環境保全株式会社	赤堤1-9-12	03-6265-8566	03-3428-9267		●	●		
	1215	株式会社蛭田植物園	北沢5-1-4	03-3469-3569	03-3469-3854		●			
	1189	緑進造園株式会社	羽根木1-18-3	03-3322-5090	03-3325-8590		●			
玉川	1395	株式会社悦興運	尾山台3-28-20	03-5758-6200	03-5758-6700		●			
	721	玉成運送株式会社	上野毛4-8-6	03-3700-2651	03-3700-9562		●			
	1445	宮杉エンジニアリング株式会社	上用賀2-3-1-307	03-6303-5903	03-6303-5903	●				
	1381	用賀運送株式会社	上用賀5-7-2	03-3709-5401	03-3700-0092	●				
	29	株式会社平和会	桜新町1-16-8	03-5799-3338	03-5799-3339				●	
	1204	株式会社吉村造園	瀬田5-4-3	03-3700-1250	03-3707-6309		●			
	1421	新日本ロードメンテナンス株式会社	玉川台2-1-15	03-3709-7405	03-3707-9348		●			
	350	東京清掃株式会社	玉堤1-27-21	03-3703-2411	03-3703-2413		●	●		
	1018	株式会社江栄	野毛2-3-8	03-3705-9312	03-3705-5850	●				
砧	1195	株式会社小川植木	大蔵5-3-2	03-3417-0029	03-3416-5340		●			
	463	有限会社浅見商事	鎌田2-14-11	090-3139-0736	03-3700-1869	●				
	174	タカサキ興業有限会社	鎌田2-15-22	03-3700-6123	03-3700-8151	●				
	1320	有限会社松本商店	喜多見5-14-18	03-3415-1052	03-3415-1086	●				
	349	株式会社東京設備	喜多見8-2-4	03-5429-6700	03-3428-4616				●	
	353	日本衛生興業株式会社	砧5-1-1	03-3417-3421	03-3417-3420				●	
	446	有限会社津川商店	成城9-5-17-402	03-5490-1904	03-5490-1904	●				
	1227	ちとせ緑地株式会社	祖師谷1-11-16	03-3482-1128	03-3482-1178		●			
	1434	株式会社世田谷リ・グリーン	千歳台3-15-16	03-3483-0028	03-3483-0064	★	●			
	1333	株式会社エコ・エイト	千歳台3-16-15	03-3483-8081	03-3482-8301	●	●			
	1406	有限会社玉山	千歳台4-26-2	03-6411-9897	03-6411-9897	●				
烏山	1190	株式会社岡野造園	粕谷2-5-8	03-3303-3703	03-3304-0702		●			
	918	株式会社井上	八幡山2-11-6	03-3304-8583	03-3304-8589	●	●			●
	355	有限会社丸一衛生興業	南烏山5-4-10	03-3308-2091	03-3308-2092				●	

(世田谷区の一般廃棄物収集運搬許可業者:264者)

★ 株式会社世田谷リ・グリーン(許可番号1434)は、普通ごみのうち「再生利用を目的とした剪定枝」のみを取り扱っています。

※ 事業形態、運搬経路等の都合により、契約が成立しない場合もありますのでご了承ください。

※ 許可の区分「普通」・普通ごみ、「道公」・道路・公園ごみ、「汚」・汚い、「動物」・動物死体、「家電」・廃家電

※ 本社が区外にある許可業者については、区HPに掲載しています。(詳しくは、区HP内のページID453で検索を)

② 産業廃棄物

処分したい品目の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者へ委託してください。一般廃棄物とは異なり、産業廃棄物の場合は、契約書を書面で交わすことや廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が義務付けられている点等が異なるので、注意が必要です。

なお、この2つの義務については、**罰則が定められています**ので、注意が必要です(P.32)。

◆産業廃棄物の契約書について

産業廃棄物の処理を委託する際には、下記の原則を守ってください。

●産業廃棄物処理委託契約の原則

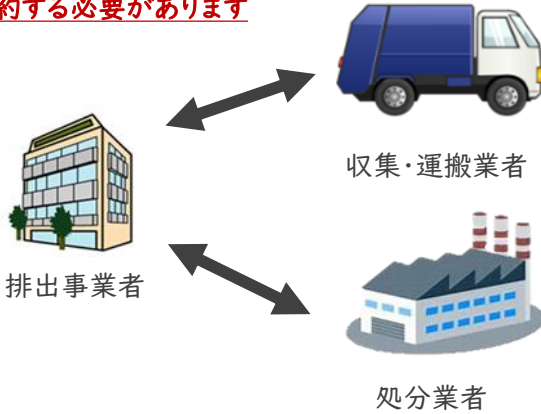
- ① 二者間で直接契約すること
- ② 委託契約は、書面で行うこと
- ③ 契約書に必要項目を盛り込むこと(下記参照)
- ④ 許可証等の写しが添付されていること
- ⑤ 契約書を5年間保存すること(契約終了時から)

<東京都モデル契約書>



(ダウンロード先)

収集・運搬業者と処分業者それぞれ契約する必要があります



産廃の委託契約は、「排出量がわずか」でも、「排出頻度が年1回」でも、必ず書面で行う必要があります。



法律で以下の記載事項が定められています。

●委託契約の法定記載事項

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ① 産業廃棄物の種類、量 | ⑦ 業務終了時の報告 |
| ② 委託契約の有効期間 | ⑧ 契約解除時の未処理産業廃棄物の扱い |
| ③ 受託者の支払金額 | ⑨ 運搬の最終目的所在地(運搬の場合) |
| ④ 業許可の事業範囲 | ⑩ 運搬委託で受託者が積替え又は保管を行う場合の事項 |
| ⑤ 適正処理のための必要な情報提供 | ⑪ 処分又は再生委託の場合の事項 |
| ⑥ ⑤の提供情報の変更があった場合の当該情報の伝達方法 | ⑫ 処理後に残渣が発生する場合は、最終処分関連条項の記載 |

詳細については、以下の機関にお問い合わせください。

内容	担当部署	電話番号	FAX番号
処理する廃棄物が産廃に該当するか聞きたい	東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当	03-5388-3586	03-5388-1381
産廃の許可業者を紹介してほしい(処理の受託はしません)	一般社団法人 東京都産業資源循環協会	03-5283-5455	03-5283-5592
産廃(紙くず・木くず・繊維くずのみ)を処理施設に持ち込みたい	東京二十三区清掃一部事務組合 管理課 搬入承認・手数料係	03-6238-0730	03-6238-0740
産廃の許可業者を自分で探したい	東京都ホームページ https://www.metro.tokyo.lg.jp ⇒「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」で検索		

◆マニフェスト制度とは

廃棄物を正しく処理することを目的に作られた制度です。排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストを作成し、委託先の事業者へ交付します。その後、委託先から交付される写しを確認することで、廃棄物が適正に処理されているかを確認することができ、不法投棄の防止につながります。

【1】一般廃棄物のマニフェスト(一般廃棄物管理票)

一般廃棄物を清掃工場等へ搬入する場合、以下の(1)又は(2)の要件に該当する事業者には、条例によりマニフェスト(一般廃棄物管理票)の提出が義務付けられています。

- (1) 一般廃棄物を1日平均100キログラム(月平均3トン)以上排出する
- (2) 一般廃棄物を臨時に排出する

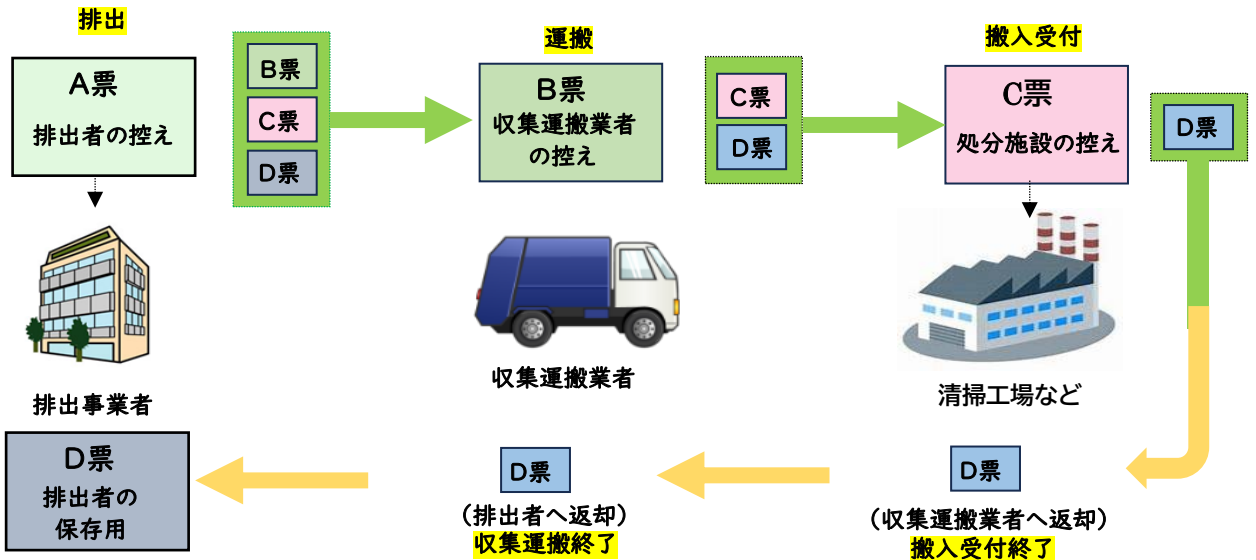
(1)のマニフェスト適用対象の事業者は、管轄の清掃事務所へ「マニフェスト適用対象事業者届」を提出してください。様式は区のホームページからダウンロードできます。詳しくは世田谷区ホームページ内のページID453で検索してください。

(2)の臨時排出の場合は、事前の届出は不要です。



A票 B票 C票 D票

の4枚綴りで、複写式になっています。



【2】産業廃棄物のマニフェスト(産業廃棄物管理票)

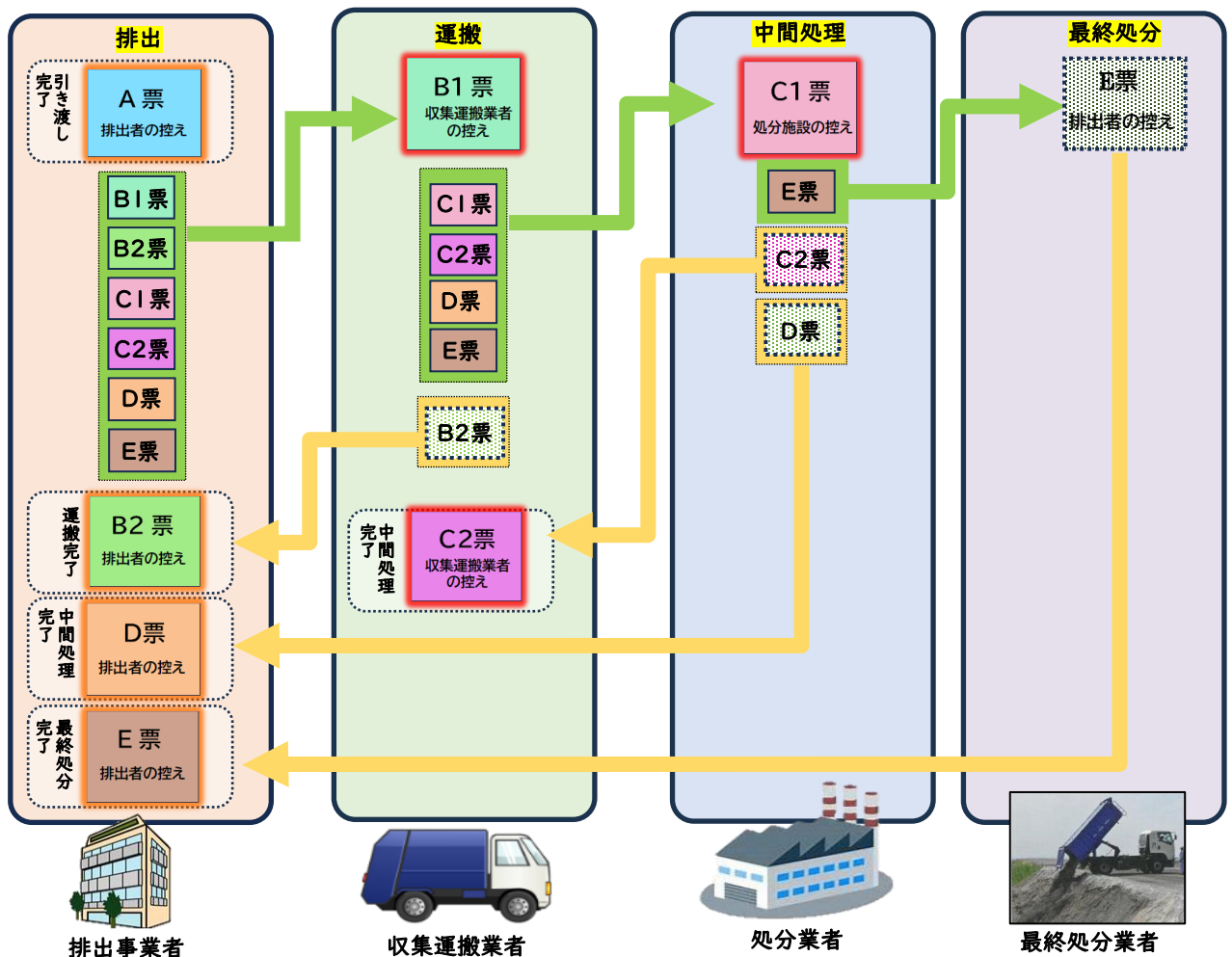
産業廃棄物を処理するときは、法令により、排出量にかかわらず、産業廃棄物の種類ごと、処分先ごとにマニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付が義務付けられています。処理が終わった後、マニフェストが返却されるので、適正に処理されたことを確認し、5年間保存してください。

また、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付・保存が適正に行われていない場合には、廃棄物処理法違反で処罰されることがあります。



A票 B1票 B2票 C1票 C2票

D票 E票 の7枚綴りで、複写式になっています。



排出事業者には、A票のほか、B2票、D票、E票が返却されてきますので保存が必要です。
 なお、マニフェストは所定の期間内に返却することとなっています。B2票及びD票は90日、E票は180日以内に返却する必要があります。事業者は、マニフェストが期限までに返却されているか確認することが必要です。

◆産業廃棄物の「電子マニフェスト」

産業廃棄物のマニフェストには、電子マニフェストを利用することもできます。排出事業者、処分業者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りを行います。

詳細は、「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）」のホームページ等をご確認ください。（TEL:03-5807-5911）



◆マニフェストの購入先

販売先	問い合わせ先	ホームページ
東京廃棄物事業協同組合 〒169-0075 新宿区高田馬場1-28-10 三慶ビル5階	事務局 TEL:03-3232-6249 FAX:03-3232-7004	
一般財団法人 東京都弘済会 〒104-0043 中央区湊1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階	弘済会アシスト TEL:03-6826-1011 FAX:03-3551-0678	
一般社団法人 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階	TEL:03-5283-5455 FAX:03-5283-5592	

(2) 自己持込みにより清掃工場等へ搬入

事業活動に伴って生じた廃棄物については、自ら処理施設に運ぶこともできます。

ただし、処理施設によって受け入れができる廃棄物が限られることと、運搬にあたって、法令等で基準が定められていることに加え、所定の手続きを経る必要があります。

この基準を満たすことが難しいため、前項(P.6~10)のように、許可を持つ業者に委託することが一般的です。

① 一般廃棄物

自己持込みには、「継続持込み※1」と「臨時持込み」の2つのパターンがあります。

※1 23区内で発生した事業系一般廃棄物を、排出事業者又は許可業者が、定期的・継続的に(概ね1週間に1回以上)清掃工場等に持ち込むことをいう。継続持込みに該当しない場合は、臨時持込みとなる。

手続きは、以下のとおりです。

ア. 清掃工場等に持ち込めるごみか確認する

一般廃棄物のみ持ち込むことができます。産業廃棄物は持ち込めません。

持ち込めない物【例】

ふん尿、動物の死体、特別管理一般廃棄物、有害性の物、爆発性のある物(スプレー缶など)、液状の物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物、産業廃棄物(廃プラスチック、金属、ガラスなど)、規定の寸法(※2)を超える物、清掃工場にあっては焼却に適さない物(冷凍物、水分を多量に含む物など)

(※2)

	清掃工場(工場により異なる場合あり)	中防処理施設
柱・棒状	長さ50cm以下、直径又は幅10cm以下	長さ180cm以下、直径又は幅30cm以下
板状	一辺の長さ50cm以下	縦180cm以下、横90cm以下
箱形	対角線の長さ50cm以下	縦180cm以下、横90cm以下、奥行50cm以下

継続持込みの場合

イ. 持ち込み開始2か月前までに、清掃一部事務組合(東京区政会館13階)に必要書類を提出する

(詳細は、管理課搬入承認・手数料係へ)

TEL:03-6238-0830 FAX:03-6238-0740)

臨時持込みの場合

イ. 排出場所の所在地を管轄する清掃事務所で搬入物の確認を受け、申請手続きを行う

(受付は、廃棄物を搬入する当日のみ)

ウ. 清掃工場等へ搬入する

持込みには様々な条件があります。詳細は、各清掃事務所へお問い合わせ下さい。

【例】乗用車での搬入は原則不可。車両総重量が20トンを超える車両は不可。

原則、自動排出機能を有している車両であること。自動排出機能がない車両を使用する場合は2人以上で持ち込むこと。原則、車両ナンバーが東京都及びその隣接した地域の運輸支局等で登録されたものであること。

可燃ごみ※1			
施設名	世田谷清掃工場※2	千歳清掃工場	
電話番号	03-3416-5355	03-3302-2590	
FAX番号	03-3416-5387	03-3302-2591	
所在地	世田谷区大蔵1-1-1	世田谷区八幡山2-7-1	
受付時間		継続持込み	臨時持込み※3
	自動排出機能あり	5:00~8:00、8:20~15:45	8:20~12:00
	自動排出機能なし	8:20~12:00、13:00~15:45	13:00~15:45

※1 区内にある清掃工場は2か所ですが、他の清掃工場を指定されることもあります。

※2 世田谷清掃工場は令和8年度から建て替え工事を行うため、搬入をすることができません。

※3 臨時持込みの際は清掃事務所での搬入物の確認等に要する時間や工場までの距離により、受付時間が異なる場合があります。詳細は管轄の清掃事務所へ。

	弁当がら等※4	大型のごみ
施設名	中防不燃ごみ処理センター	粗大ごみ破砕処理施設
電話番号	03-3599-5324 (清掃一組中防処理施設管理事務所)	
FAX番号	03-3599-5360 (清掃一組中防処理施設管理事務所)	
所在地	江東区海の森2-4-79	
受付時間	8:00~16:00	

※4 廃プラスチックのうち、弁当がら等については、例外的に中防不燃ごみ処理センターで受け入れ、破砕後に焼却処分を行っている。

注意点① 従業者や客などが出した弁当容器のほか、その他の食品包装のプラスチック容器、トレイなどの発泡スチロールやラップフィルム、ふたや寿司仕切りなどの付属物を含む。(食材以外の物を包装するものは産廃。)

注意点② ペットボトルなどリサイクルルートが整備されているものは、再資源化ルートによる処理を優先させ、「弁当がら等」には含めない。

注意点③ 容器に付着している飲食物は取り除いてから持ち込むこと。また、密閉型の自動排出機能のある車両で持ち込むこと。

② 産業廃棄物

産業廃棄物の処分業者と契約し、契約先の施設に搬入します。搬入条件等については、持ち込み先に確認をしてください。

また、搬入にあたっては、以下の処理基準に従う必要があります。

【処理基準】

- ① 産業廃棄物が飛散し、流出及び地下浸透しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

その他にも、運搬表示等守るべき事項があります。詳しくは、東京都作成の刊行物等を参考に、東京都に確認をしてください。



東京都HP

(4) リサイクル業者に委託【資源のみ(ガラスびん、缶を含む)】

古紙、ガラスびん、缶などリサイクルできる資源(ペットボトルは除く)は、許可業者に委託することもできますが(※)、許可業者以外のリサイクル業者に委託することが可能です。
(※)リサイクル可能な処分先に運搬してもらうために業者と事前の調整・相談が必要です。



『古紙、くず鉄(空き缶含む)、空きびん類、古繊維の回収』

①古紙、②くず鉄(空き缶含む)、③空きびん類、④古繊維の4種類は、「専ら物(もっぱらぶつ)」と呼ばれ、これらを収集運搬するための許可は不要となっています。

ただし、再生利用を目的とせず、焼却等をする場合には、許可が必要になります。

ここでは、リサイクル業者に委託する方法の一つである

『事業系リサイクルシステム』について紹介します。

事業系リサイクルシステムは、区内事業者の自主的なリサイクル活動を支援し、資源の有効利用を進めるため、世田谷リサイクル協同組合が世田谷区と協定を結び、実施しています。



<回収品目>



シュレッダー古紙



新聞・雑誌(雑紙・オフィス古紙を含む)



段ボール



びん・缶

<回収曜日>

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回収曜日	水曜日	火曜日	木曜日	月曜日	金曜日

【世田谷リサイクル協同組合】

TEL 03-5451-3450
FAX 03-5451-3452



<申し込み先HP>

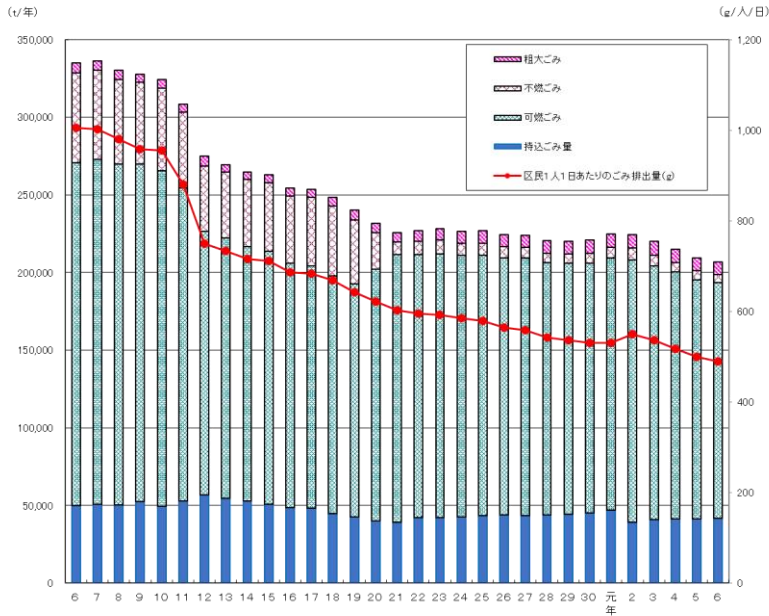
【シュレッダー古紙や機密文書のリサイクル】

機密文書や個人情報など、裏面使用に適さない紙などのシュレッダー古紙もリサイクルできます。事業系リサイクルシステムの利用、または紙のリサイクル業者へ相談してください。

また、機密文書も清掃工場へ搬入して燃やすのではなく、溶解処理(重要書類等を段ボールごと溶解する処理)することで、個人情報や社内情報等に配慮したリサイクルもできます。機密情報を扱えるリサイクル業者へ相談して下さい。以下団体にて業者の検索が可能です。

機関名称	電話番号	FAX番号	ホームページ
東京都資源回収事業協同組合	03-3263-3676	03-3263-3679	
全国製紙原料商工組合連合会	03-3383-4105	03-3833-4106	

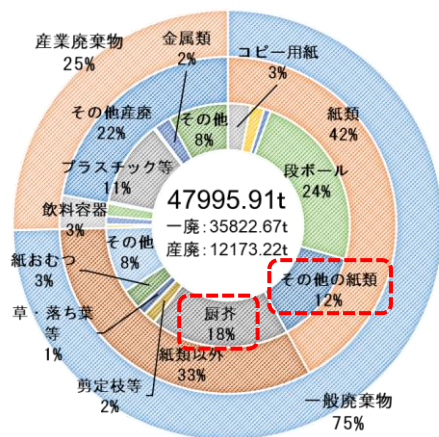
コラム① データでみる世田谷区の事業系廃棄物



左図は区内で排出された一般廃棄物が清掃工場等に搬入されたごみ量(可燃ごみ・不燃ごみには、家庭ごみの他に一部小規模事業系ごみが含まれます)の推移を示すグラフです。全体の傾向としては、減少傾向にあることが読み取れます。

世田谷区一般廃棄物処理基本計画では、令和16年度までの区民1人1日あたりのごみ排出量の目標値を450(g/人/日)に設定しています。この数値には、小規模事業所といった区の収集を利用している一部の事業系ごみも含まれていることから、目標達成のためには、事業系ごみの削減も重要な課題です。

令和6年度(1,000㎡以上)
廃棄物発生量と品目別割合



左側のグラフを見ると、産業廃棄物より一般廃棄物の方が多く、一般廃棄物の内訳は、半分以上が紙類であることがわかります。

ここで、下の表を見るとその他の紙類のリサイクル率が圧倒的に低くなっています。

次に、紙類以外の一般廃棄物を見てみると、半数以上を厨芥ごみが占めています。ここでも下の表を見ると、リサイクル率が低調であることがわかります。

事業系ごみの減量のためには、その他の紙類と厨芥ごみの二つのリサイクル率を上げることが、重要な課題であることがわかります。



(単位:トン)

一般廃棄物/区分	発生量	リサイクル率	産業廃棄物/区分	発生量	リサイクル率
コピー用紙	1440.28	94%	飲料用瓶	220.40	95%
シュレッダー	889.32	98%	飲料用缶	529.31	98%
新聞紙など	416.45	99%	ペットボトル	812.93	98%
段ボール	11407.74	99%	食用油	127.13	99%
その他の紙類	5988.70	29%	プラスチック等	5476.31	83%
厨芥	8834.31	34%	ガラス等	117.34	57%
剪定枝等	775.93	75%	金属類	1061.77	85%
草・落ち葉等	591.83	8%	その他	3828.04	56%
紙おむつ	1302.32	0%			
その他の一般廃棄物	4175.83	9%			

※中段の図と表の数量値は、区内事業用大規模建築物(1,000㎡以上)の事業者から提出された再利用計画書の集計によるもので、区内の事業系廃棄物の総量を示すものではありません。

※図表の中の割合や数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計が一致しない、もしくは100%にならないことがあります。

I 事業用大規模建築物とは～求められる役割～

世田谷区では、条例で事業用途に供する部分の床面積が1,000㎡以上(1,000㎡未満の特定商業施設を含む)の建築物を『事業用大規模建築物』と定め、建築物の所有者に廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書作成の義務付け、区職員による立入調査を通じてごみの減量と再利用の促進を図っています。

※特定商業施設とは、小売業、飲食店業、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業の営業を行うための店舗面積(階段、便所等を除く)が500㎡を超える施設を有する建築物をいいます。

① 廃棄物管理責任者の選任と届出

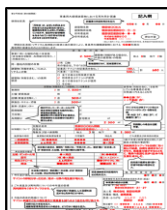
建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量や、適正な処理に関する業務を担当する**廃棄物管理責任者**を選任し、区に届け出てください。(詳細はP.17)



廃棄物管理責任者選任届

② 再利用計画書、ごみ処理・リサイクルフロー図の作成と提出

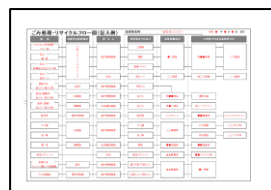
年度ごとに、再利用計画書とごみ処理・リサイクルフロー図を作成し、区に提出してください。(詳細はP.18～20)



再利用計画書_表面



再利用計画書_裏面



ごみ処理・リサイクルフロー図

③ 資源・ごみの保管場所の設置

建築物の建設者は、資源やごみの保管場所を「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等の設置・管理基準」に基づいて設置してください。

設置する際は、必ず**建築確認申請の提出前**に管轄の清掃事務所に事前に**設置届**を提出してください。詳しくは、管轄の清掃事務所にご相談ください。

④ 立入調査

世田谷区では、定期的に事業用大規模建築物への**立入調査**を実施しています。現場にお伺いし、再利用計画書等に基づいて、排出実態や分別状況などを確認させていただき、それぞれの実態に即した発生抑制・リサイクル率アップ・処理コスト削減のための改善策の提案を行っています。

実施対象となった場合は、事前に区から該当の建築物の廃棄物管理責任者宛てに日程等のご案内をお送りします。

当年度の再利用計画書と、廃棄物処理に係る契約書・マニフェスト・帳票類のご用意をお願いします。

皆様の立入調査への積極的なご協力をお願いします。



2 提出書類の記入の仕方

◆廃棄物管理責任者選任届

- ①新規に選任する場合、また、変更する場合のいずれについても、届出様式、届出方法は同一です。
- ②届出書類は1部作成し、オンライン手続きにより、環境政策部清掃・リサイクル推進課宛てに提出してください。

(詳しくは区ホームページ内のページID8061で検索してください)

- ③届出時期は選任をした日から30日以内です。



※廃棄物管理責任者を補佐するために、新たに**廃棄物管理補助者**を選任し、届け出ることができます。

記入例

第1号様式 (第7条関係)

廃棄物管理責任者選任届 令和●年 ●月 ●日

世田谷区長 あて

建築物名称 **世田谷〇〇ビル**

建築物所在地 **世田谷区世田谷4-21-27**

所有者住所 **世田谷区世田谷4-21-27**

所有者氏名 **株式会社●● 代表取締役〇〇 〇〇**
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を次のとおり選任したので、届け出ます。

	選任年月日	令和●年 ●月 ●日	押印は不要です
新任者	法人名	株式会社 ●●	
	所在地	〒154-0017 世田谷区世田谷4-21-27	
	所属名・職名	総務部長	新任者は、選任前に廃棄物管理責任者講習会を受講している必要はありません。選任後に講習会を受講していただければ結構です
	ふりがな	せたがや たろう	
	氏名	世田谷 太郎	
	電話番号	03 (●●●●) ▲▲▲▲ (内線) ■■■■	
メールアドレス	●●●●@▲▲▲▲. ■■■■.jp		
前任者	氏名		個人アドレスではなく、社用アドレスをご記入ください
	事由	人事異動のため その他()	

『廃棄物管理責任者』

廃棄物管理責任者は前述の職務を行っていただける方であれば、職場での職階などは問いません。ただし、排出者としての事業者の責任は重大なので、責任者は事業所の責任者や建築物所有者との連携を取れる方をお願いします。

◆再利用率計画書、ごみ処理・リサイクルフロー図の作成と提出

資源やごみの発生量や排出状況を把握することが、3R推進に向けた取り組みを進めるうえで重要です。そのため、再利用率計画書とごみ処理・リサイクルフロー図（区のホームページからダウンロードできます。）を年度ごとに作成し、オンライン手続きで、**5月31日まで**に環境政策部清掃・リサイクル推進課宛に提出してください。

詳しくは世田谷区ホームページ内のページID8059で検索してください。



第2号様式（第8条関係）

事業用大規模建築物における再利用率計画書

記入例

世田谷区長 あ 令和●年 ●月 ●●日

計画書の作成年月日を記入

建築物名称 **世田谷○○ビル**
 建築物所在地 **世田谷区世田谷○-○-○**
 所有者住所 **世田谷区世田谷●-●-●**
 所有者氏名 **株式会社世田谷○○**
 代表取締役 ○○ ○○

押印不要

（法人にあたっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

「所有者」は、必ずしも民法上の所有者である必要はありません。建築物を事実上占有して使用している方や、総合的な管理権限を与えられている方等を所有者とみなすことができます。

世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第3項の規定により、事業用大規模建築物における **令和●年度**の再利用率計画書を次のとおり提出します。

建築物の属性			
事業に用いる場所の延べ床面積（住宅部分を除き、共用部分を含む。）（別館を含む。）	2.500㎡	建築物（別館がある場合は、代表の建築物）の階数	地上 3 階 地下 1 階
同一敷地内別館の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は、下の「※別館」	敷地面積でなく、延床面積です。	
建築物（別館を含む。）に入居する人の数	従業員（テナントの従業員を含む。） 外来者（一日平均）	100 人 500 人	計 600 人
建築物（別館を含む。）の使用状況	<input type="checkbox"/> 全ての部分を所有者が使用 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者及びテナントが使用 <input type="checkbox"/> 全ての部分をテナントが使用 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
事務所		1 所 1.500 ㎡	建築物（別館を含む。）を使用している事業者の名称 ※別添に代えることも可 ●●企画（1F） ××不動産（2F） テナントビルは各テナント名とそのテナントが入っている階を記載。 （例：A店（1F）、B社（2F）、C事業所（3F））
工場・研究施設		所 ㎡	
店舗（飲食店を除く。）		1 店 500 ㎡	
飲食店・ホテル・式場		1 店 500 ㎡	
倉庫・流通センター		㎡	
医療機関		㎡	
その他（ ）		㎡	
共用部分	住宅部分	㎡	計 2.500 ㎡
※別館について	別館の名称	世田谷○○ビル別館	
	所在地	世田谷区世田谷△-△-△	
	階数及び延べ床面積	地上 3 階 地下 階 1.000 ㎡	
廃棄物の種類	廃棄物の収集運搬業者	許可番号	持込先
一般廃棄物	(株)●●商会	●●●●	清掃工場
産業廃棄物	▲▲興業(株)	●●●●	●×商事
再生資源の種類	区収集の場合は、種類を「可燃ごみ」「不燃ごみ」とし、業者欄に「区収集」又は「世田谷区」と記載。その他の欄は記載不要。		再利用率5%アップを目標に取り組んだ結果、目標を達成することができ、廃棄量が減少するとともに、職員の意識も高まり全体の発生量も減少した。 前年度の結果を振り返り評価や変動の要因を記入。
古紙・ダンボール等	●×商店		
厨芥	(株)●×商会		
発泡スチロール	▲▲興業(株)		
廃油	■油脂(株)		
1 今年度計画	区収集の場合は、業者欄に「区収集」又は「世田谷区」と記載。持込先は記載不要。		収集運搬業者が直接持ち込む先を記入。 物 理 管 理 責 任 者 ●●年 ●●月 ●●日 廃棄物管理責任者講習会受講年月日(直近) 未受講の場合は空欄。 ●●年 ●●月 ●●日 所在地・〒154-0017 世田谷区世田谷4-21-27 法人名 株式会社 世田谷商事 所属名・職名 総務部長 氏名・ふりがな せたがや たろう 世田谷 太郎 電話番号 03(●●●●)▲▲▲▲(内線)■■■■ メールアドレス ●●●●@▲▲▲▲.■■■■.jp
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標	再利用率を 10%アップ させる。		
3 今後の具体的取組について	テナント会議でごみの発生量及び廃棄量を減らすよう協力を呼び掛ける。		
	実際の記入者名を記入。廃棄物管理責任者本人の場合も、そうでない場合も記入。		

再利用率計画書 記入者名 (**世田谷 太郎** 連絡先 03(●●●●)▲▲▲▲)

(C)発生量

…発生したごみの全体量

(D)再利用率

…(C)のうち、リサイクル処理されている量

(E)廃棄量

…(C)のうち、リサイクルされずに最終処分されたごみの量(C-D)

(C) = (D) + (E) です

★世田谷区のホームページのエクセルを利用すると発生量、再利用率及び前年度からの増減は自動計算されます。★区の収集を利用している場合は、1リットル0.19kgで計算してください。(例:45リットル1袋=0.19×45=8.55kg)

(表)

建築物名称 世田谷高事ビル

整理額 (記入不要)

※数量の単位を選択してください。□ kg t

Table with columns for '前年度実績' (Previous Year Actuals) and '今年度計画' (This Year Plan) for various waste categories (紙類, 産業廃棄物, etc.). It includes sub-columns for generation (A), reuse (B), generation (G), reuse (D), and disposal (E) for both years, along with reuse rates and changes from the previous year.

備考 数量については、単位「t」を選択した場合は小数第3位を四捨五入して小数第2位までを表示し、単位「kg」を選択した場合は小数点以下を四捨五入して整数で表示してください。

① 記入する数量の単位を選択してください

② 前年度実績の記入方法 ※前々年度実績は、前年度の書類を参考に記入してください。

- ・区HP掲載のエクセルデータを使用する場合、(D)再利用率と(E)廃棄量を入力すると(C)発生量が自動計算されます。
・基本的には、項目ごとの発生量と再利用率を求め、そこから再利用率と廃棄量を算出します(再利用率と廃棄量の数字をそれぞれ把握できる場合を除く)。

★(C)発生量 …実績を収集運搬業者に確認したり、日ごろからごみの計量を行い、記録する等の方法で把握できます。※品目ごとの量が分からない場合は、普段の排出状況のみを案分する等して、できる限り内訳を出すようにしてください。

★(D)再利用率 …リサイクルの方法としては、「マテリアルリサイクル(製品の原料として再利用)」「ケミカルリサイクル(化学的な処理をした後に新たな原料として再利用)」「サーマルリサイクル(廃棄物を焼却した熱エネルギーを再利用)」があります。契約書等で処理方法を確認し、これらいずれかの処理を行ってれば、(D)再利用率としてください。なお、基本的な考え方は以下の通りです。

- ・一般廃棄物は、再資源化の契約を結んでいるものを除き、通常は処理を委託した許可業者によって清掃工場に持ち込まれます。その場合、全て(E)廃棄量に記入してください。
・産業廃棄物は、品目によって処理方法が異なるため、契約書記載の最終処分情報を見るか、処分業者に再利用率を確認し算出してください。なお、一般的にほとんどの品目がリサイクル可能です。

③ 今年度計画の記入方法

★考え方は②と同様です。前年度実績を基準に、今年度の事業予定等も考慮し、計画値を記入してください。

④ 項目ごとの補足説明

★紙類(1)コピー用紙及びOA用紙(2)シュレッダー用紙(3)新聞紙及び折込チラシ(4)段ボール(5)その他の紙類…リサイクルできる紙類が該当します。お菓子の空き箱・厚紙など、リサイクルできる紙類のうち、(1)~(4)に当てはまらないものは、全て「(5)その他の紙類」に記入してください。

★(8)剪定枝等(葉、幹を含む)…造園業者が剪定して持ち帰った分は造園業者のごみとなりますので、記入不要です。また、草むしりや掃き掃除等で発生した草や落ち葉等は「(9)草・落ち葉等」に計上してください。

★(11)その他の一般廃棄物…(1)~(10)にあてはまらない一般廃棄物(ティッシュや割り箸などの可燃物等)を記入してください。

★(13)飲料用瓶(14)飲料用缶(15)ペットボトル…ベンダー(自動販売機設置業者)回収分は記入不要です。

★(22)その他の産業廃棄物…(13)~(19)に当てはまらない産業廃棄物(汚泥や分別不可能な混合廃棄物等)を記入してください。

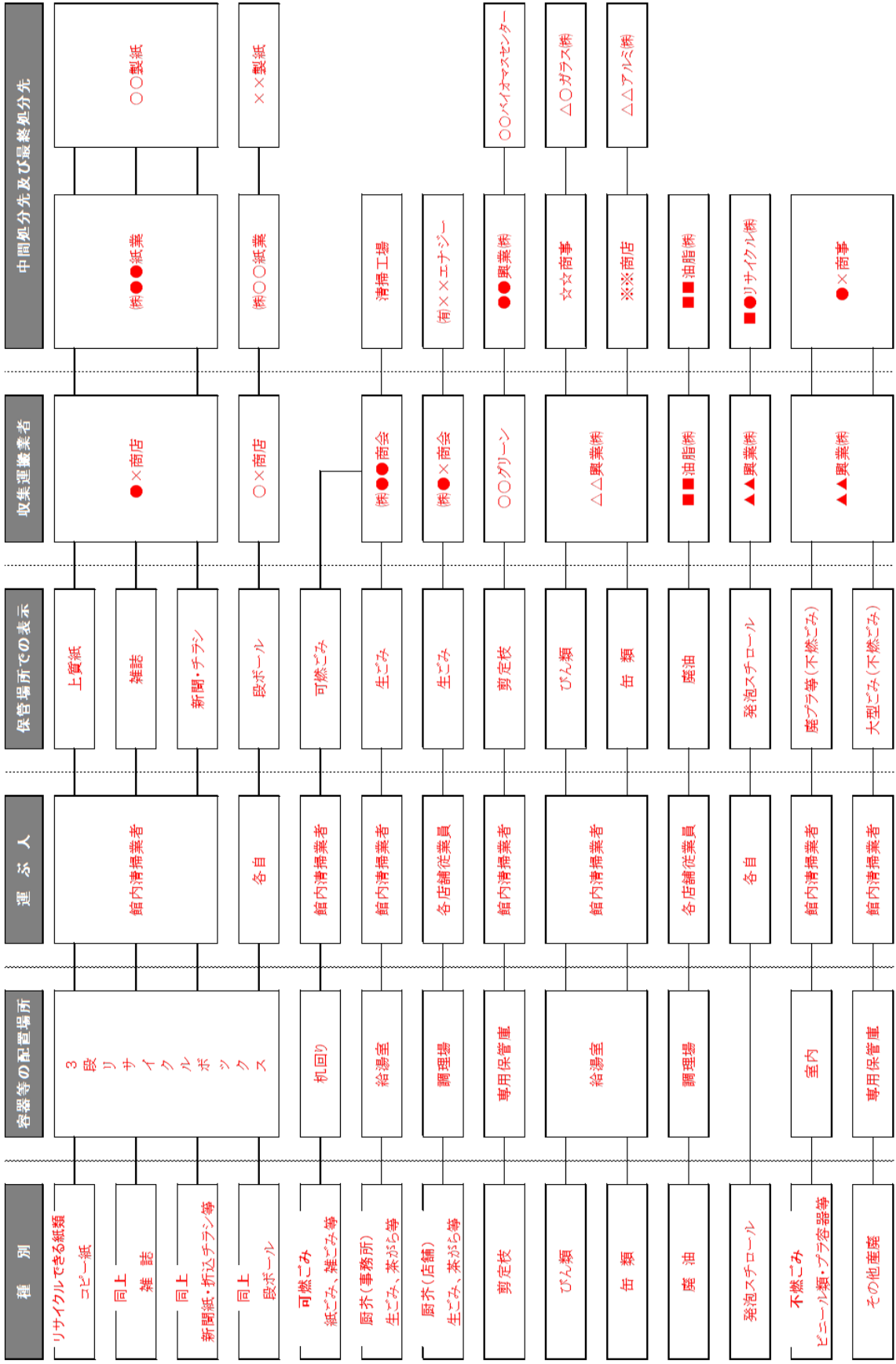
★(23)特定の事業活動に伴う可燃物…「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動物性残渣」等の可燃物は、通常、一般廃棄物となりますが、特定業種から発生する場合は、品目によって産業廃棄物に分類されます。詳細はP.4「産業廃棄物一覧表」を参照してください。

ごみ処理・リサイクルフロー図(記入例)

建築物名称:

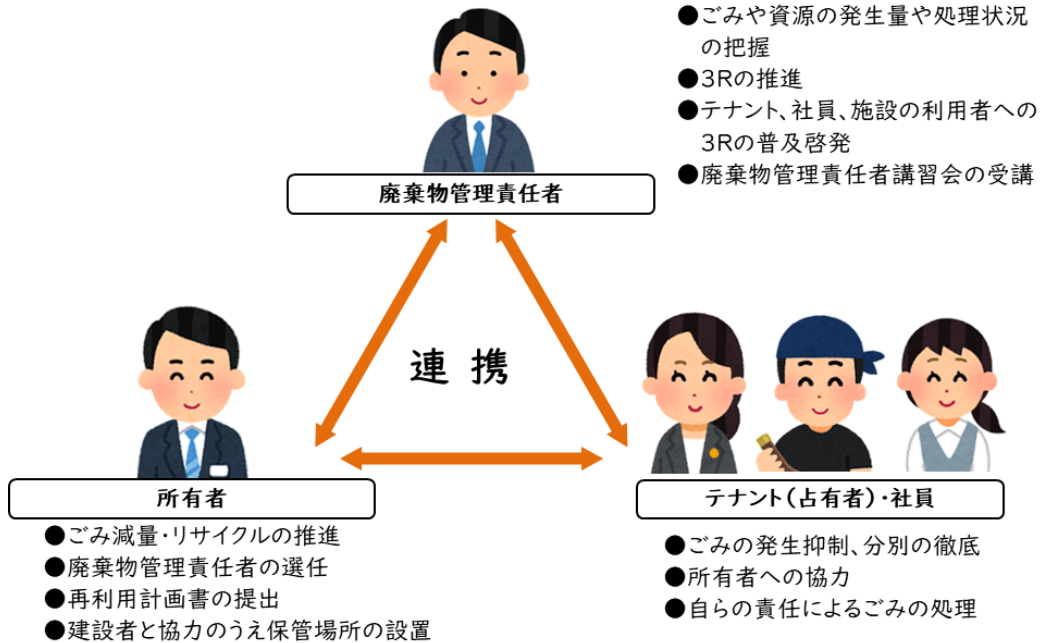
世田谷○○ビル

令和●●年●●月●●日 現在



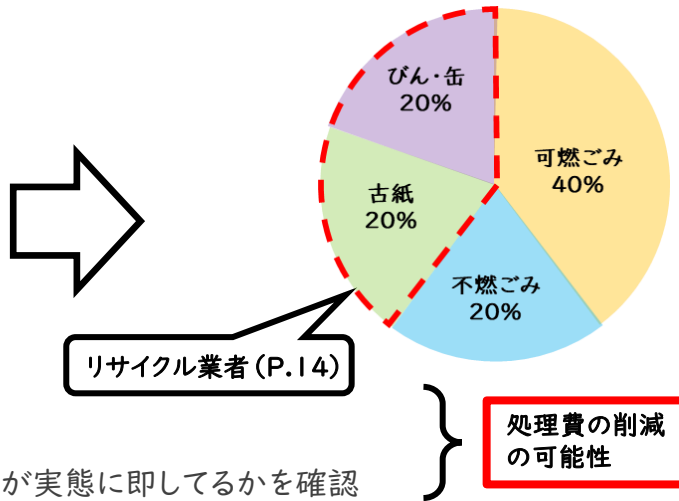
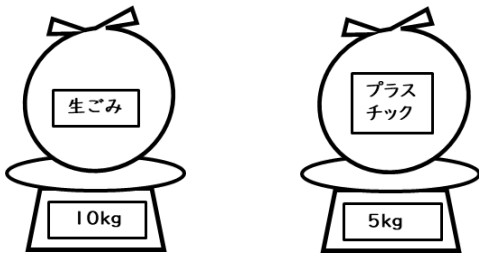
3 廃棄物管理責任者を中心としたごみの減量

廃棄物管理責任者は、その建物全体のごみ減量を推進する役割を担っています。事業所からどのようなごみが発生するのかを把握し、所有者、テナント、社員、施設の利用者等と協力して、ごみの減量を目指すことが大切です。



(1) どのような廃棄物がどれくらい出ているかを把握する

- ① 廃棄物を種類ごとに分別し、それぞれ計量します。
- ② データを集計して、組成を確認します



- ③ 契約状況を見直します
 - ・資源化できるものがないかを確認
 - ・袋数で契約している場合、1袋あたりのkgが実態に即しているかを確認

仲介業者を頼らず、信頼できる処理業者・回収業者を自分で選びましょう。業者には、古紙やその他資源の分別区分や、どこで何に再生されるのかも確認してみてください。また、業者によって処理費用も異なるので、複数業者に見積りを取ることをおすすめします。

(2) 事業所内の調整・方針の決定を行う

- ① 事業所内の分別方法や減量方針を決めます
- ② 減量目標を設定します。このとき、数値化すると効果が測定しやすいです

(3) (2)で決めた方針を実行する

- ①決めた分別方法を実施できるように分別容器を設置します
- ②従業員・収集運搬業者にも分かりやすいように保管庫も整理します

<ミックスペーパー容器>



ミスコピーした紙をごみにしないために、コピー機の近くに古紙の回収BOXを置くのが効果的です。

表示物の参考例は、
施設種別 取組事例紹介
(P.24~28)

<共用部の容器>

出入口の近くに共有のごみ箱を設置するとよいです。
また、ごみ箱の近くに以下を表示すると、従業員等の意識が変わります。

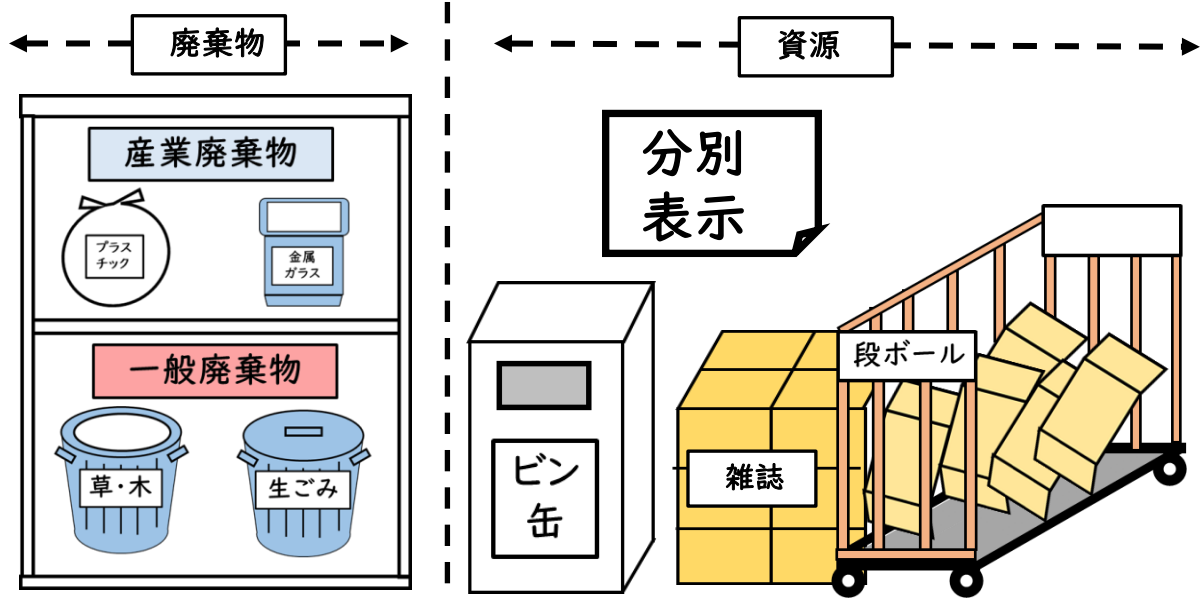
- ・分かりやすい分別表示
- ・削減目標
- ・前月実績
- ・処理単価

削減
目標

分別
表示



<保管庫の整理>



保管庫を整理することで、ごみ量の測定が容易になります。
排出事業者側でもごみ量を測定し、収集運搬業者の実績報書と照し合わせることで、収集コストの検証することができます。

コラム② 剪定枝および食品リサイクル

【剪定枝のリサイクル】

世田谷区では、事業活動に伴って排出される剪定枝（造園業者が剪定したものや事業者が自ら剪定作業を行った場合等）を再生利用する取り組みを推進しています。

施設により受け入れ可能な剪定枝の条件（種類・太さ等）がありますので、詳細は下記施設にお問い合わせください。

<持ち込み先①>

株式会社世田谷リ・グリーン（世田谷区千歳台3-15-16）

TEL:03-3483-0028 FAX:03-3483-0064

23区内から発生する剪定枝の受け入れを専門に行っています。受け入れた剪定枝は、大型車両に積み替えて区外の再生資源化施設に運搬し、資源として活用します。

<持ち込み先②>

東京ボード工業株式会社（江東区新木場2-11-1（本社））

TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

23区内で剪定枝を再生資源化している施設です。

※樹木の「剪定」と「運搬」を異なる者が行う場合は注意が必要です。

事業所の方が剪定し、許可業者に運搬を委託している場合などが該当します。

持ち込み先①に許可業者が運搬する場合は、法第7条第14項により禁止されている一般廃棄物の再委託に該当しないようご注意ください。

この場合、持ち込み先①の保管積替施設との契約と、そこまで剪定枝を運搬する許可業者との契約を分け、それぞれの相手方と排出者が直接契約をするようにしてください。

【食品廃棄物のリサイクル】

食品リサイクル法において、取り組みの優先順位は、発生抑制>再生利用>熱回収>減量となっており、これら全体を再生利用等としています。

うち、再生利用（リサイクル）の方法には、飼料化、肥料化、メタン発酵やエタノール化などがありますが、リサイクルの方法としては、食品廃棄物が有する豊富な栄養価を有効に活用できる飼料化が最優先です。

下記は、23区内で食品廃棄物をリサイクルしている登録再生利用事業者の例です。持ち込むことのできる食品廃棄物の条件については、各業者にお問い合わせください。

施設名称	所在地	電話番号	FAX番号
株式会社アルフォ （飼料化・メタン発酵発電）	港区赤坂2-5-4 赤坂室町ビル7階	03-4232-5673	03-6459-1935
バイオエナジー株式会社 （メタン発酵発電）	中央区新川2-5-2 新川エフビルディング	03-5540-4225	03-5540-4228

※上記業者の工場（持込先）は、いずれも大田区城南島にあります。持ち込みにあたっては、事前に世田谷区と大田区で協議が必要なため、事前に世田谷区にご相談ください。

1 施設種別 取組事例紹介

世田谷区内には約27,000の事業所があり、それぞれがごみの減量やリサイクルの取組みを行っています。ここでは、過去に立入調査を実施した事業所で、効果的な取組を行っている事業所を施設種別に紹介します。簡易なものやすぐに取り組める内容も取り上げていますので、是非、自所のごみ減量策の参考にしてください。

複合施設 玉川高島屋ショッピングセンター ～計量器を活用した廃棄量の実測～

アパレルや飲食店等の様々なショップが入る大型複合施設。テナントも多く、排出されるごみの種類もさまざま。そこで、テナント毎の廃棄物の種類や量を把握・管理するために、各テナントの従業員がごみの計量を行っている。また、廃棄物の分別スペースでは、廃棄物の保管だけではなく、発泡スチロールの圧縮化やガラスびんの破碎を行う専用の機械を設置し、リサイクルの効率化を図っている。



▲インゴット化された発泡スチロール

▼破碎後のびん



▼リサイクルステーション



この廃棄物の分別スペースは令和6年秋にリニューアルされ、名称が「リサイクルファクトリー」から「リサイクルステーション」に変更された。

生まれ変わった「リサイクルステーション」は、単なるごみ置き場ではなく「資源の出発点」をテーマとしたもの。廃棄物の計量システムを一新し、テナント毎の廃棄量やリサイクル率の増減、廃棄物のリサイクルフローを従業員一人ひとりがWEB上で確認できる仕様に。



◀「月毎の増減」「業種別など、様々なデータが画面で確認できる

また、分別も18品目→20品目とさらに細かくし、より高いレベルでのリサイクルを推進している。さらに、回収箱には処理料金やリサイクル方法を明記することで、ごみを出す従業員の意識を高め、廃棄物の減量化や再資源化を図ることができるようになった。



品目	色	品目	色
1 紙類	黄	4 ビン類	青
2 衣類	白	5 金属類	赤
3 プラスチック類	緑	6 燃やさない物	紫
4 燃やさない物	紫	7 燃やさない物	黄
5 燃やさない物	黄	8 燃やさない物	青

◀新しくなったごみの分別表。主な変更点はビン類。それまで一種類だったが、色ごとの品目を追加した。

▲以前の回収箱(左)とリニューアル後の回収箱(右)。コロナ禍で使用していたアクリル板を再利用してつくられている。



◀計量後に発行されるラベル。(廃棄物に貼付)

▲以前の計量システム(左)とリニューアル後の計量システム(右)。直感的に操作でき、ラベルを廃棄物に貼付することで適正管理ができる。

リサイクルに関しては、特に廃プラスチックの分別に力を入れており、令和4年度より「アパレルの包装用ビニール」の材料リサイクル(製品の原料として再利用)を始めた。今後は「ハンガー」の材料リサイクルを推進していく。

また、廃食油については、これまではテナントごとに契約して処理していたが、今後はSAF(航空燃料)の原料にリサイクルできるよう、高島屋グループで一括した取組みを進めていく予定。



リニューアルによって、テナントの従業員一人ひとりが廃棄物量・料金やリサイクルフローを把握できるようになり、これまで以上にごみの減量やリサイクルへの意識が高まることが期待できます。さらに細くなった分別ルールについても、掲示物やレイアウトを分かりやすくすることでスムーズに行うことができます。

教室で分別を行うことに加え、美化委員と教員が二次分別を実施し、正確な分別を徹底している。分別容器にはトングを設置し、誤って投入されたごみをすぐに取り出して正しく分け直すことが可能である。また、生徒たち自ら分別表示を作成し、主体的に取り組んでいる点も特色で、新聞紙を活用した汚物入れの作成提案も生徒の発案である。

さらに、生徒たちが、「トイレトーパーの芯がトイレに散らかっている」という問題を見出し、環境問題に関するゼミ活動の一環で、トイレトーパーの芯のリサイクル箱を制作した。クイズ形式にすることで、楽しく芯を投入できるように工夫するとともに、投入しやすいように高さの調整も行った。クイズの内容も毎週更新し、楽しみながら分別を継続できる仕組みとなっている。



◀ 回答することで、リサイクル促進



区からひと言

生徒たちが主体的に問題意識を持つことが、ごみの削減につながっています。さらに、導入後も取り組みが継続できるよう工夫している点が素晴らしいです。

▶ 分別容器にトングを設置



▶ 表示物も生徒が作成



▶ 生徒作成の汚物入れ



少子高齢化の進展に伴い、紙おむつの処理が社会的課題となっています。紙おむつは水分を多く含み重くなるため、収集・運搬費が高くなる傾向にあります。さらに燃えにくく、焼却時の環境負荷も大きいです。

本病院では、紙おむつの乾熱滅菌減量処理装置を導入しています。生ごみも投入可能であり、従来処理に苦慮していた医療機関特有の喀痰についても同機で処理できます。

【導入のメリット】

- ①衛生的です。
- ②滅菌により、特別管理一般廃棄物に該当しません。
- ③体積は約8分の1~20分の1に縮小が可能です。
- ④おむつから汚物を取り除く作業が不要になります。



▲投入前の紙おむつ



②~④により、廃棄物の処理コストを大幅に削減できます。コスト削減に加え、汚物処理に伴う精神的負担を軽減するという価値ある効果も得られます。現場の衛生向上と環境負荷低減を両立する取り組みです。



▲乾熱滅菌減量処理装置



▲処理後の焼却灰(匂いはしません)



区からひと言

社会問題として注目される紙おむつの課題に対して、先進的な取り組みをしています。処理コストの削減だけでなく、衛生面の確保にもつながり、実効性の高い取り組みです。

福祉施設 特別養護老人ホーム 芦花ホーム ～家庭ごみと事業系ごみの違いを周知～

家庭ごみ(居住する利用者の生活ごみ)と事業系ごみの両方が発生する施設。チラシや掲示物等を分かりやすくし、職員への指導を丁寧に行うことで徹底した分別を行っている。



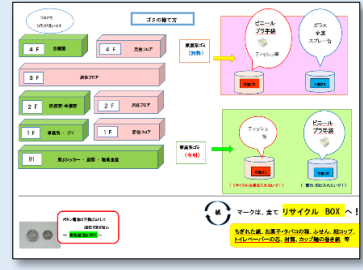
ごみ箱に処理料金を記載することで、職員へコスト意識を持たせたり、実物を掲示することで、分別がスムーズに行われ、ごみの減量につながっています。



◀ごみ箱に料金を記載



◀分別表記は実物を掲示



◀職員用の分別指導チラシ

福祉施設 特別養護老人ホーム 上北沢ホーム ～写真を活用したごみの適正分別～

掲示物等に写真を取り入れることで排出方法が分かりやすくなり、適正に分別することができている。また、「わからないボックス」を設置。分別方法が分からないものをボックスに入れておくと、廃棄物の担当者が調べて分別している。



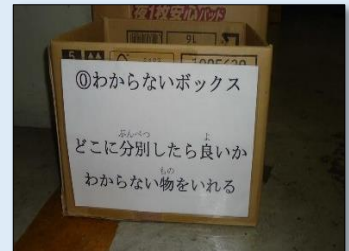
写真を掲示することで分別がスムーズになります。また、「わからないボックス」を設置することで、適正な処理につながります。



◀古紙類の保管場所



◀分別表記は写真を掲示



◀わからないボックス

小売店 サミットストア 芦花公園駅前店 ～食品ロス削減キャンペーンの実施～

スーパーマーケットのサミットストアでは、食品ロス削減の取り組みとして、全店舗(神田スクエア店を除く)で「もぐもぐチャレンジ」を実施。消費期限が迫った商品を積極的に購入してもらうことで、店舗で廃棄となってしまう商品を減らすことを目的としている。また、食品関連事業者として、同店舗の生ごみは食品リサイクル法の登録再生利用事業者に委託し、リサイクルを行っている。

さらに、商品の包装においては、お米の袋に持ち手を付けることでレジ袋を不要としたり、肉・魚類は「ノントレイ包装」などの工夫により、事業ごみだけでなく家庭ごみの減量にもつなげている。

そのほか、芦花公園駅前店においては、店内やバックヤードの至る所に従業員手作りのポップが掲示され、ごみ減量やリサイクルに関して来客者や従業員への効果的な啓発を行っている。



◀シールを集めると寄付やガチャガチャができる



もぐもぐチャレンジや生ごみの飼料化等により自社のごみ減量・リサイクルを推進しているほか、包装の工夫や啓発などで一般家庭のごみ減量にもつながっています。



▲持ち手が付いた米袋



▲お肉のノントレイ包装



◀バックヤードのポップ(上)と店内掲示のチラシ(下)



◀店内入口のポップ

小売店 マックスバリュエクスプレス北鳥山店 ~生ごみの食品リサイクル~

「令和6年度廃棄物管理責任者講習会」において、食品リサイクルの取り組み事例を紹介。
 スーパーマーケットのマックスバリュエクスプレスでリサイクルしている品目は(1)野菜くず(2)お弁当の残渣
 (3)魚のあら(4)廃油。リサイクルの流れは下記のとおり。

(1) 野菜くず(2) お弁当の残渣

- ① 作業場から出た生ごみをボックスに集める。
- ② 生ごみをまとめて廃棄物保管庫に保管。
- ③ 大田区城南島のリサイクル施設(株式会社アルフォ・バイオエナジー株式会社)へ運搬。
- ④ バイオガスエネルギーや飼料にリサイクル。

▶ 魚のあら



(3) 魚のあら

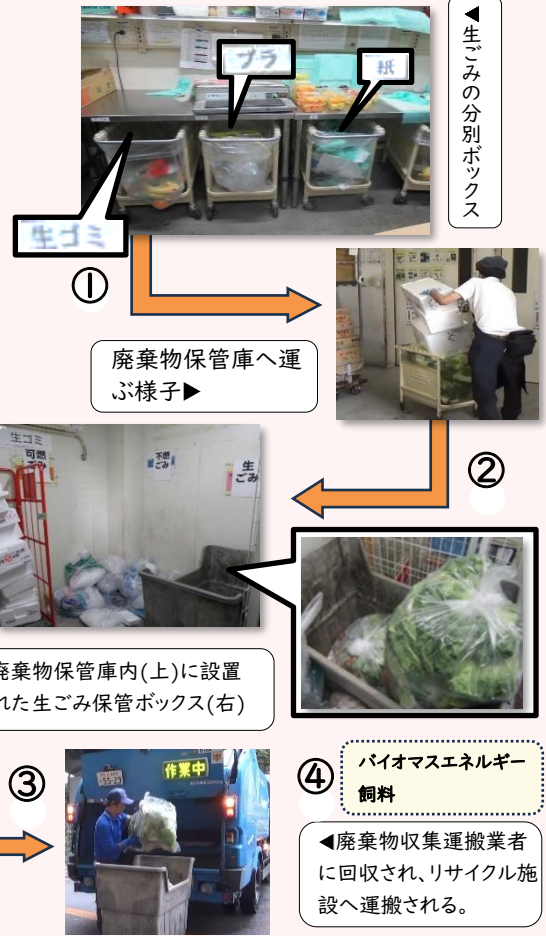
- ① 作業場から出た「あら」をボックスに集める。
- ② 「あら」をまとめて、廃棄物保管庫に保管。
- ③ 埼玉県草加市(三幾飼料工業株式会社)へ運搬。
- ④ 魚の飼料にリサイクル。

(4) 廃油

- ① 作業場のパイプを通り、廃油庫に保管。
- ② 埼玉県八潮市の施設(株式会社吉川油脂)へ運搬。
- ③ 石けんや再生油にリサイクル。

食品をリサイクルするにあたり、生ごみと廃プラスチックが混在しないように、ボックスを分けて分別を徹底して行っている。

廃棄物保管庫にはエアコンを設置し、常時冷えた状態を保つことで腐敗を防ぎ、臭いが出ないようにしている。



区からひと言

リサイクルすることで、廃棄物の減量につながるほか、作業場所やごみ保管庫において、廃棄物の置き場所をきちんと定めることで、分別の徹底につながります。

学校 東京農業大学 世田谷キャンパス ~独自の分別ルールの導入~

世田谷キャンパスでは、リサイクル推進のため、独自の分別ルール「世田谷キャンパスリサイクルシステム」を設けている。このルールは新入生の学生生活説明会で指導している。

また、敷地内には「リサイクルステーション」があり、ここで清掃職員による分別や計量が徹底して行われている。

さらに、ごみ袋には必ず記名するルールを設け、分別状況が悪ければ大学総務課から直接指導が行われるなど、学生たちが責任を持ち、主体的に分別やリサイクルを推進する体制となっている。

そのほか、生協ではテイクアウト専用の容器として、リサイクルが可能な「リ・リパック」を採用しており、構内に専用の回収ボックスも設けられている。こうした取り組みもリサイクル率の向上につながっている。

▶ 世田谷キャンパスの分別表

世田谷キャンパス リサイクルシステム		
燃えるごみ	燃えないごみ	リサイクルされる物
<ul style="list-style-type: none"> 燃やさない物(紙類) 燃やさない物(プラスチック) 燃やさない物(金属) 燃やさない物(ガラス) 燃やさない物(その他) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃やさない物(紙類) 燃やさない物(プラスチック) 燃やさない物(金属) 燃やさない物(ガラス) 燃やさない物(その他) 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ スチール缶 アルミ缶 ペットボトル リサイクル紙



区からひと言

独自の分別ルールを設定したり、学生たちが主体的に分別やリサイクルに取り組む体制を整えることで、学校全体のごみ減量やリサイクル率の向上につながっています。



▲リ・リパック専用の回収ボックス



▲学科毎に専用のダストボックスを設置

学校

私立駒場学園高等学校 ～委員会活動による制服リサイクルの実施～

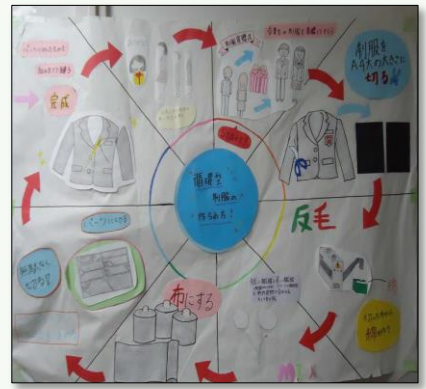
循環型社会への価値観を学ぶための教育活動の一環として、生徒たちが委員会活動（風紀委員会、厚生委員会）を通し、主体となって制服のリサイクル等を推進している。

令和4年度に卒業した生徒からブレザー120着の寄附を受け、令和6年度の新入生650名のブレザーに織り込まれた。

今年度は、より再生繊維（回収されたブレザーから作られた繊維）の使用率が高い制服をつくるため、150着の回収を目標としている。また、今年度よりブレザーの他にスラックス及びスカートもリサイクル可能となったため、風紀委員会が啓発活動に力を入れ、積極的な寄附を呼びかけている。

また、制服のリサイクル以外にも、ペットボトルキャップの回収や文化祭でのごみの計量など、生徒たちがごみ減量・リサイクルに対して様々な取り組みを行っている。

▶制服のリサイクルの流れ（風紀委員会作）



区からひと言

生徒たちが主体的にリサイクルに取り組むことで、学校全体のごみ減量やリサイクル率の向上につながっています。



読み込んでみてください！



制服とともに、思い出も資源も循環する。
それが Circular YOUniform.



▲制服のタグに、二次元コードが付いている(左)。読み込むと、生徒が作成した循環型制服の説明動画(右)を視聴できる。



▲風紀委員会による文化祭での取り組み発表
▶ポスター制作にも力が入る。

その他(ショールーム)

西海陶器株式会社 ～緩衝材・段ボールの再使用～

波佐見焼製品のショールーム。本社で商品の卸売を行っており、ショールームでは本社との商品のやり取りのほか、顧客へのサンプル品の発送などを行う。そこで使用する緩衝材や段ボールについては、使用済みのものをまとめてストックしておき、繰り返し使用している。



区からひと言

緩衝材等を繰り返し使用することで、ごみの発生抑制につながっています。

▲再利用する様々な緩衝材のほか、段ボール等もストックしている。

その他(研修宿泊施設)

三菱商事株式会社セミナーハウスフォーリッジ ～部門ごとの自主計量～

社員研修宿泊施設。フロント部門、清掃部門、食堂部門、監視室の4部門の部署で構成。

部門ごとに、従業員が自らごみの計量を行う。計量後に、ごみの種別及び計量値を記録することで「ごみの見える化」につながっている。また、収集量とマニフェスト及び、請求書を照合して廃棄量を確認することで、廃棄物処理業務の透明化を図っている。



▲計量毎に数量を記録し、業者からの請求時に照合する。

時間	可搬ゴミ
16:26:25	
16:26:19	



▲計量器付近には計量・排出の方法を分かりやすく掲示(右)



区からひと言

処理業者だけに計量を任せず、事業所自身で計量することは廃棄物処理料金の透明化につながるほか、ごみの発生抑制につながる第一歩となります。

★本誌では、今後も効果的なごみ減量策やリサイクルの取り組みを行っている事業所を紹介してまいりますので、「ぜひ掲載してほしい！」という事業者の方は、発行元までご相談ください。

2 よくあるQ&A

①全般に関すること

Q. 新しく事業を始めるが、ごみの処理はどうすればよいか？

A. 事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者の責任で適正に処理することとされています。処理については、一般廃棄物処理業の許可を受けた業者（世田谷区許可）や産業廃棄物処理業の許可を受けた業者（東京都許可）、その他廃棄物処理法の規定に従い適正な業者に処理を委託するほか、区の収集を利用する、又は自ら処理施設に運搬する方法があります。なお、事業系ごみは家庭ごみの分別とは異なりますので、処理する際にはご注意ください。（P.6～14参照）

Q. 事業系一般廃棄物とは？

A. 事業系一般廃棄物（以下、「一般廃棄物」という。）とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。事業所から排出される「紙くず、木くず、厨芥類（茶殻・残飯等の生ごみ）」などが該当します。一般廃棄物は、条例で処理料金の上限（1kgあたり46円）が定められています。（P.6参照）

Q. 産業廃棄物とは？

A. 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、『法律』で定める「燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類」の6種類と、『法律施行令』で定める「ゴムくず、金属くず、ガラスくず」等の14種類、計20種類の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物には処理料金に関する規定はありません。廃棄物処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者（東京都許可）に契約してください。（P.4、8参照）

Q. マニフェストとは？

A. マニフェストには、産業廃棄物管理票と一般廃棄物管理票の2種類があります。産業廃棄物管理票は、産業廃棄物の処理を委託した者（排出者）が処理受託者に対し必ず交付しなければなりません。

一般廃棄物管理票は、1日平均100kg（月平均3トン）以上の一般廃棄物を23区内の清掃工場等に運搬する場合に、条例で交付が義務付けられています。（P.9、10参照）

Q. 一般廃棄物と産業廃棄物を一緒に運ぶことができる運搬業者はいるのか？

A. 一般廃棄物処理業の許可を受けた業者が、産業廃棄物処理業の許可を有している場合でも、一般廃棄物と産業廃棄物を混載しての運搬は認められていません。そのため、一般廃棄物を運搬する車で産業廃棄物を運搬することはできません。その逆も同じです。

ごみを適正に分別してから処理業者に引き渡してください。

Q. 過去に事業を営んでいたが今は廃業している。当時仕事で使用していたものの処理方法は？

A. 今は廃業していても、過去に事業で使用していたものは、事業系ごみとなります。許可業者に収集を依頼してください。

Q. エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処理方法は？

A. 事業所で使うものでも、家庭用製品か、業務用製品か（不明な場合は、メーカーに問い合わせるなどして確認して下さい。）により取り扱いが異なります。

家庭用製品の場合は、家電リサイクル法によりリサイクルが義務づけられているので、
①購入店又は買い替え店②家電リサイクル受付センター（TEL:0570-087-200）へお問い合わせください。リサイクル料金が必要です。

業務用製品の場合は、①購入店又は買い替え店に引き取りを依頼するか、②産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

Q. 粗大ごみの処理方法は？

A. 家庭から排出される粗大ごみ（一辺の長さが30センチメートルを超えるもの）は、粗大ごみ受付センターにお申し込みいただいた上、区が収集していますが、事業者から排出される場合は受付できません。直接、許可業者に処理を委託してください。

木製・布製等の廃棄物であれば、一般廃棄物処理業者へ、プラスチック・金属・ガラス・陶磁器・ゴム製等の廃棄物であれば、産業廃棄物処理業者へ委託してください。

処理費用は、業者によって異なりますので、複数業者にお問い合わせいただいてからお決めになることをお勧めします。また、新規契約を受ける条件も業者によって異なりますので、条件が合わない場合、新規の契約は断られる場合もあります。複数業者にお問い合わせいただいた結果、条件が合わず、委託業者が見つからない場合は環境政策部清掃・リサイクル推進課へお問い合わせください。

Q. PCB廃棄物、感染性廃棄物、強酸・強アルカリなど有害な廃棄物の処理方法は？

A. 有害な廃棄物は特別な管理が必要なため、「特別管理一般廃棄物（特管一廃）」又は「特別管理産業廃棄物（特管産廃）」に区分され、より厳しい法規制の対象になります。処理する際は、「特管産廃」の許可を受けた業者に委託してください。特管産廃の許可業者は特管一廃も併せて処理することが認められています。

◆特管一廃…PCB部品、ばいじん、感染性廃棄物、廃水銀など

◆特管産廃…燃えやすい廃油、強酸・強アルカリ、感染性廃棄物、有害物を含むもの、ダイオキシン関係など

詳細は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当へお問い合わせください。（TEL:03-5388-3587 FAX:03-5388-1381）

②事業用大規模建築物に関すること

Q. 同時に2つ以上の建築物の廃棄物管理責任者になることはできるか？

A. 原則としてはできません。

ただし、同一敷地内又は近接する場所にある2つ以上の事業用大規模建築物の所有者が同じ場合で、一人の廃棄物管理責任者がその2つ以上の建築物の廃棄物管理責任者になっても、その職務に支障が生じないときは可能です。

Q. 敷地内に2つの棟があるが、廃棄物管理責任者も2人選任する必要があるか？

A. 基本的には棟ごとに廃棄物管理責任者を選任して下さい。

ただし、学校、病院、工場など同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理や保管が一体として行われる場合は、一棟とみなします。

Q. 廃棄物管理責任者は組織上の管理職でなくてはいけませんか？

A. 役職の限定はないため、必ずしも管理職である必要はありません。

廃棄物の処理に関してよく把握し、関係者との連絡・調整ができる方が適任です。また、責任者を補佐する補助者を選任することもできますので、ご活用下さい。(P.17参照)

Q. 廃棄物管理責任者が年度途中で異動してしまった。どうしたらよいか？

A. 新たに廃棄物管理責任者を決めていただき、選任届を提出してください。

廃棄物管理責任者講習会については、区から受講の案内が届いた際に受講していただければ問題ありません。

Q. 所有者は、民法上の所有権を有する者に限るのか？

A. 必ずしも民法上の所有権を有するものである必要はありません。この制度においては、次の方を所有者とみなすことができます。(世田谷区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第4条より)

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃借その他の事由により、事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

Q. 以前他の自治体で廃棄物管理責任者講習会を受講したが、再度世田谷区で受講が必要か？

A. 講習会の内容は自治体ごとに異なりますので、必ず世田谷区の講習会を受講してください。なお、世田谷区の講習会を過去5年以内に受講したことがあれば、新たに廃棄物管理責任者に選任された場合であっても再度の受講は不要です。

3 産業廃棄物保管場所の掲示板

産業廃棄物を保管する場合は、法令で掲示板を設置
することが義務付けられています。

保管は飛散・流出や悪臭などが発生しないようにしてください。

(掲示板の例)

↑
60cm
以上
↓

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、カラスくず
管理者氏名	(株)△△△ 管理部 ○○○ 東京都世田谷区□□□
管理者連絡先	03-xxxx-xxxx
最大保管高さ※	1.5m

← 60cm以上 →

※屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大保管高さの欄が必要です。





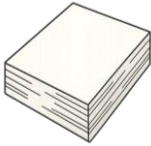




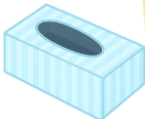




4 廃棄物処理法の主な罰則

排出事業者に係る主な違反項目	罰則(懲役、罰金)	根拠法令
廃棄物の不法投棄、不法焼却	5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下(法人の場 合は3億円以下)の罰金又 はこの併科	法第25条 (法第32条)
無許可営業		
無許可業者への委託禁止違反		
改善命令違反	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又はこの併科	法第26条
委託基準違反		
廃棄物管理票(産廃マニフェスト)の ・不交付、未記載、虚偽記載 ・保存義務違反 ※以上の行為は、万一委託した廃棄物が不適正に処理された場合に、東京都からの措置命令の対象にもなります。また、未受領時に適正な措置を講じない場合も、措置命令の対象になります。	1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金	法第27条の2
産業廃棄物処理責任者又は 特別管理産業廃棄物管理責任者 設置義務違反	30万円以下の罰金	法第30条
報告徴収違反、立入検査拒否・妨害		

5 主な事業系廃棄物 分別一覧表

緑で色分けした部分は、一般的に【資源】になるもの※その他にも資源化できるものはあります

【資源】古紙

新聞 	段ボール 	紙パック 	シュレッター紙 
OA紙 	雑誌 週刊誌、カタログ 教科書、単行本 パンフレット、辞典など   		
その他の紙 封筒、ティッシュの箱、 付箋、お菓子の箱 はがき、紙袋、名刺など      			

紙くず (リサイクルに向かない紙類)

汚れのついた紙 油のついた紙、使い終わった ティッシュペーパーなど  	においのついた紙 洗剤や線香の紙箱、 石鹸の包装紙、 芳香紙など  	水に溶けない紙 写真、写真プリント用紙、紙コップ やヨーグルトの容器などの防 水加工紙など  
特殊なインクの紙 カーボン紙、ノンカーボン紙、 レシートなど  	粘着剤が付着した紙 シール、シール台紙 圧着はがき、 親展はがき、 粘着メモなど  	感熱発泡紙 点字などに使用する紙 加熱すると盛り上がる紙 

木くず

剪定枝 	割り箸 	木製家具 
---	---	--

天然繊維くず

天然繊維(毛布、木綿布、絹)、本量など




生ごみ

※食品関連事業者は法令で減量・リサイクルが義務付けられています。

食べ残し 	調理残さ 
--	--

- 紙くず、木くず、天然繊維くず、生ごみについては、特定の業種から排出される場合は、産業廃棄物扱いになります。詳細は、P.4をご覧ください。
- 剪定枝については、再生資源化にご協力ください。P.23をご覧ください。

一般廃棄物 (可燃ごみ)

家庭ごみとは異なり、**プラスチック・ビニールは産業廃棄物(不燃ごみ)!**

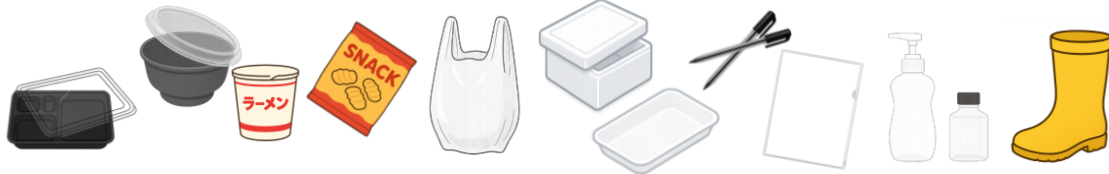
【資源】びん・缶・ペットボトル(飲食用)

※自動販売機のびん・缶・ペットボトルは、販売業者による引き取り(バンダー回収)が一般的です。



廃プラスチック類・ゴムくず

お弁当の容器、カップ麺の容器、お菓子の袋、ラップ類、食品用トレイ、発泡スチロールビニール袋、包装用のビニール、ボールペン、クリアファイル、バインダー、洗剤用のボトル、化粧品のボトル
プラスチック製品(プランター、収納ケース、ポリバケツなど)、合成樹脂製の被服・カーテン、合成皮革製のかばん・靴など



金属くず

一斗缶、ペンキ缶、金属製の家具(机、いす、棚、ロッカーなど)、フライパン、鍋、はさみ、包丁、クリップ、安全ピン、アルミホイルなど



ガラスくず・陶磁器くず、コンクリートくず

食器(ガラス製)、窓ガラス、鏡
びん(薬品・化粧品)、植木鉢、試験管、シャーレ、ビーカー
コンクリートブロック、瓦など



廃油

※食用油については、有価物として買取が可能な場合があります。



電池

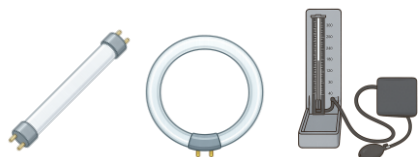
※電池は、産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。

※充電電池、ボタン電池などは、製造業者・販売業者にリサイクルが義務付けられています。各製造元・販売元にお問い合わせください。



水銀使用製品産業廃棄物

※処理を委託する場合は、「水銀使用製品を含む」収集運搬又は、処分の許可を持つ業者に委託すること。



その他

※複数の素材を使用している物については、すべての品目の許可を持つ業者に依頼をしてください。

※家電リサイクル法の対象品目については、法令に従って処理をしてください(P.30)



産業廃棄物(不燃ごみ)

事業系ごみの減量のためには、事業者の皆様の協力が必要です！

私が世田谷区の実業系可燃ごみを分析したところ、

第1位 生ごみ(約30%)が最も多く、**第2位 本来資源となるはずの紙類(約20%)**したがってこの2つが減量のターゲットになります。



ターゲット1. 生ごみ

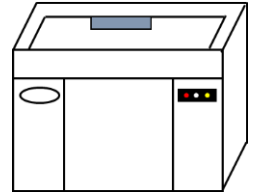
<生ごみの水切り>

生ごみの約80%が水分だと言われていて、水切りを徹底することで、ごみの減量だけでなく、処理経費も抑えることができます。



<生ごみ処理機>

型式によっては、微生物が生ごみを水やガスに分解し、処理後の残渣(処理後のかすのこと)をほとんど残しません。匂い等、衛生的メリットもありますので、ぜひ導入を！

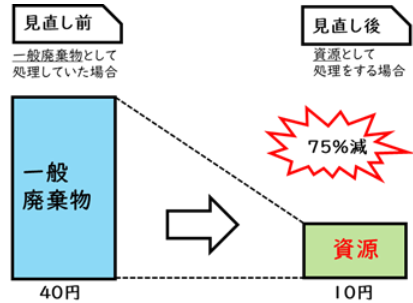


ターゲット2. 紙ごみ

段ボールや新聞紙以外にもリサイクル可能な紙類は数多くあります。

まずは、リサイクルが可能な紙の種類を正しく理解して、適切な分別容器を設置しましょう。

資源として処理をすることができます。地球環境によいだけでなく、**処理費用も抑えることができるという経済的なメリットもあります。**



事業系一般廃棄物に関する情報・問い合わせ先

世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>
情報を探す⇒生活情報⇒ごみ・リサイクル⇒事業者向け情報(公募情報等を含む)



●一般廃棄物に関すること

		管轄
環境政策部 清掃・リサイクル推進課	〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 〒156-0056 世田谷区八幡山2-7-1(令和8年8月~) TEL 03-6304-3263 FAX 03-6304-3341	
世田谷清掃事務所	〒154-0011 世田谷区上馬5-21-13 TEL 03-3425-3111 FAX 03-3425-8381	赤堤、池尻、梅丘、大原、上馬、北沢、経堂、豪徳寺、駒沢1~2丁目、桜、桜丘、桜上水、三軒茶屋、下馬、世田谷、代沢、太子堂、代田、弦巻、野沢、羽根木、松原、三宿、宮坂、若林
玉川清掃事務所	〒158-0092 世田谷区野毛1-3-7 TEL 03-3703-2638 FAX 03-3704-7096	奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢 3~5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀
砧清掃事務所	〒156-0056 世田谷区八幡山2-7-1 TEL 03-3290-2151 FAX 03-3290-2171	宇奈根、大蔵、岡本、粕谷、鎌田、上北沢、上祖師谷、北烏山、喜多見、砧、砧公園、給田、成城、祖師谷、千歳台、八幡山、船橋、南烏山

●産業廃棄物に関すること 東京都環境局へ。詳細はP.8を参照してください。

事業系一般廃棄物 ガイドブック (令和8年4月改訂) 広報印刷物登録番号No. 2453
編集・発行 世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課